

かつらぎ町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
かつらぎ町教育委員会

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・PI

- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・PI

- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・P2

- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・P4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校・教育職員の役割が肥大化する中で、学校における働き方改革が喫緊の課題となっている。かつらぎ町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）としても、校務の削減や効率化・合理化など勤務時間を意識した働き方の推進により、教育職員の長時間勤務の解消に取り組んできた。

しかしながら、令和7年9月の教育職員の時間外在校等時間の状況を見ると、改善傾向にはあるものの、1ヶ月45時間を超える割合が、小学校で20.8%、中学校で30.6%に上っており、更なる改善が求められる。

かつらぎ町教育大綱に掲げる「学びあい、育てあい、みんなが笑顔で活気あふれるまち」の実現には、教育職員が心身の健康を保持し、誇りとやりがいを持って勤務することが大切である。そして、そのような環境の中でこそ、自らの人間性や創造性が高められ、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことが可能となる。

町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、地域・保護者の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、本町の未来を担う児童生徒の豊かな学びと健やかな成長をめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な改革を進めていくものとする。

(2) 本町の状況

町教育委員会では、「かつらぎ町立学校管理規則」第27条に、所管する学校の教育職員の業務量の適切な管理等の項目を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、教育職員の時間外在校等時間の状況については、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月25.3時間	10.0%	0.0%
中学校	月35.5時間	27.8%	0.0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小中学校を合わせると、16.0%となっている。また、月別に見ると80時間を超える教育職員も数名ある。小学校では授業や学校行事の準備、中学校では部活動指導などの業務が多くなっており、関係者が連携を図り、それぞれが効果的な施策を実施することにより、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが求められる。こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成をめざす目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間等に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を全国平均の100以下とする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

(これらの目標に対し、ストレスチェックにおける仕事に対する満足度、アンケート調査等から状況を把握するものとする。)

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

町教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・それぞれの校区の実情を踏まえつつ、学校運営協議会や共育コミュニティなどを通じて、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や青少年指導員及び少年補導員連絡協議会が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・かつらぎ町学校・警察・青少年センター連絡協議会等において、児童生徒が補導された場合の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金については、金融機関での引き落としを進め、教育職員が現金を扱う必要がないよう検討する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校への苦情等に対しては、町教育委員会等の行政機関が積極的にサポートする体制を構築する。また、必要に応じて、和歌山県教育委員会のタスクフォースや本町顧問弁護士等の専門家を活用できる環境を整える。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を充実させることによって、事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、町教育委員会が積極的に共同学校事務体制の充実をサポートする。

○部活動

- ・休日及び平日の部活動の地域展開を推進する。また、活動時間等についても適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を積極的に活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職員の生徒指導関係の校内会議への積極的な参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員による連携・協働した支援体制を構築する。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、学校と本町教育支援センターとの連携強化による効果的な支援を促進する。
- ・町教育委員会において、学校が医療・福祉・警察の関係機関と連携・協働できる体制を構築し、啓発のための研修を実施する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的人材の学校への派遣を推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要なよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・デジタル技術の活用により、授業準備や成績処理、出欠席の確認等、校務を効率化し、チェックリストやアンケート調査を実施し、絶えず改善に努める。
- ・勤務時間外の電話対応について、自動応答機能を令和8年度中に全小中学校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には学校長を通して状況の改善を行う。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するように推進する。また、長期休業等の期間中にまとまった一斉閉校期間を設ける。
- ・月に1日、教育職員の会議や授業準備のために午後に授業を行わない日を設定する。また、その日については、定時退校できるようにする。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・労働時間や業務量の負担を減らす「働きやすさ」を求めるとともに、児童生徒や保護者、同僚、管理職との信頼関係を築き、自分の仕事に価値を感じ、前向きに取り組める「働きがい」も実感できるような職場環境の構築に努める。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・各小中学校の管理職と連携して、教育職員の心身の健康状況の把握に努める。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで本町の実態について公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・学校での、児童生徒等の支援に当たる特別支援教育支援員や、教育職員をサポート

トする教員業務支援員や地域ボランティアの確保について関係部局・関係機関と連携して取り組む。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町教育委員会で導入している業務パソコンのON/OFFの時間を記録して把握する。その結果を、教育職員への指導の客観的な資料として活用する。
- ・町教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、町教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・本計画の取組については、町広報等を通じて地域や保護者の方々に積極的に周知し、理解を求める。